

東葛テクノプラザにおける台風15号等被災企業への支援について

令和元年11月12日
東葛テクノプラザ

令和元年9月9日未明に千葉市付近に上陸した台風15号等により、南房総地域や北総地域をはじめ県内各地で甚大な被害が発生し、県内中小企業においても建物の損壊や生産設備の破損・故障など数多くの被害が発生しました。そこで、被災した県内中小企業の負担軽減を図り産業復興の一助とするため、東葛テクノプラザでは利用料金の免除を行います。

1 免除の対象者

り災証明書又は被災証明書の交付を受けている県内中小企業（令和元年台風15号、19号及び10月25日の集中豪雨によるもの）

2 免除する料金

(1) 依頼試験手数料

(2) 機器設備使用料（使用者が使用料とは別に負担する消耗品は免除の対象外です。）

3 免除率

全額

4 実施期間

令和元年11月12日（火） ～ 令和2年3月31日（火）

5 手続方法

免除を受けようとする場合は、り災証明書又は被災証明書の写し（初回は原本の提示をお願いします。）を添えて、料金の種類に応じて次の各項に掲げる書面により申請して下さい。

(1) 依頼試験手数料

試験（分析・検査）依頼書及び手数料減免申請書

(2) 機器設備使用料

試験機器利用承認申込書及び試験機器貸付料減免願

*減免を受けようとする者とり災証明書等の交付を受けている者は原則として同一である必要があります。

6 添付書類等

本社又は事業所が千葉県内に所在すること及び中小企業であることを確認できる書類（会社案内、ホームページ、決算書類、登記事項証明書の写し等）を添付して下さい。